



平成 26 年 12 月 1 日
港湾局海岸・防災課

出入管理情報システムの本格運用開始について

1. 概要

現在、国際港湾施設の保安を確保するため、埠頭保安規程の承認を受けた国際埠頭施設の制限区域に人又は車両が立ち入る際には、3点確認（本人・所属・立入目的の確認）が行われています。

こうした中、港湾物流においては保安の確保と物流の効率性を両立させることが重要であるため、3点確認を確実かつ円滑に実施するための「出入管理情報システム^{※1}」の導入促進を図って参りました。

これまでは、導入後の運用状況の確認を行っておりましたが、当該システムが十分に機能を発揮していることが確認できたことから、平成 27 年 1 月 1 日から、当該システムの本格運用を開始するとともに、これまでは暫定的に無料としていた当該システム及び PS カード^{※2}に係る使用料の徴収を開始することといたしましたので、お知らせいたします。

※1 出入管理情報システム：

カードリーダーで PS (Port Security) カードを読み取ること等により、制限区域への人の出入りを確実かつ円滑に管理するシステム（出入管理情報システムの概要については、別紙を参照）。

※2 PS カード：

国が発行する、出入管理情報システムの一環として不可欠な全国共通の IC カードであり、高度に偽造防止対策が施され、本人確認が容易な写真付きのカード。

2. 徴収する使用料について

●重要国際埠頭施設の管理者が負担する出入管理情報システムの使用料（年額、消費税相当額を含む）：

- ・ 出入管理情報システムを導入した重要国際埠頭施設 1 施設につき 50 万円。
- ・ 重要国際埠頭施設に設置されている照合機 1 台につき 10 万円（そのうち 10 台までは、1 台につき 25 万円）。
- ・ 国土交通大臣が重要国際埠頭施設に新たに照合機器を設置した場合、設置に要した費用の 2/3 の額。

●出入管理情報システムによる個人識別情報の照合を受ける者が負担する PS カード（5 年間有効）の使用料：

- ・ 1,800 円に消費税相当額を加えて得た額。

3. 今後の予定

平成 26 年 12 月中旬 告示

出入管理情報システムの電子計算機を定める告示、PS カード発行対象者を定める告示、使用料を定める告示

問い合わせ先

国土交通省港湾局海岸・防災課危機管理室 酒井、三島（内 46292）
（電話； 03-5253-8111 夜間直通； 03-5253-8070 FAX； 03-5253-1654）